

カオダイ教の『新律』について

——カオダイ教聖典の考察——

高 津 茂

目 次

はじめに

『新律』

序

道法 (Đạo Pháp)

第1章 教団の中における統轄する職位について [第1条～第8条]

第2章 教えを譲る人について [第9条～第15条]

第3章 「ホ」を立てることについて [第16条～第20条]

第4章 五つの禁戒について [第21条]

第5章 四大条規について [第22条]

第6章 教育について [第23条～第25条]

第7章 刑罰について [第26条～第31条]

第8章 律法の施行について [第32条]

世律 (Thế-Luật) [第1条～第24条]

淨室 (Tịnh-Thất) [第1条～第8条]

おわりに

は じ め に

カオダイ教の研究は、これまで主として創設期を中心とする研究¹⁾もしくは社会政治史の観点からの考察がもっぱらであった。とりわけヴェトナム人

以外の研究にはこの傾向が強い²⁾ ように思われる。それゆえ筆者はこの傾向を補うべく³⁾、カオダイ教聖典の翻訳・考察の必要を思いたった。本小稿では、紙数の制約から、カオダイ教の戒律、なかでも『新律 (Tân Luật)』について翻訳・紹介することにとどめたい。

同『新律』は上記の目次のように、「道法」32条、「世律」24条、「淨室」8条より構成されており、カオダイ教聖典に収録されている。

「カオダイ教聖典」と本稿でいう場合、タイニン省に本山を置くダイ・ダオ・タム・キイ・フォ・ドォ (Đại Đạo Tam Ký Phồ Đô) 派⁴⁾の聖典をさす。筆者は1971年と1973年にタイニン省を訪れ、同聖典を入手した。1971年入手本と1973年入手本とには、収録内容に僅かな異同がある⁵⁾ もの、本稿で扱う『新律』の大綱においてはかわりはない⁶⁾。そこで筆者は1971年入手本を底本とし、異同がある場合のみ《　》を付けることとした。

なお、『新律』は同聖典においても『法正伝注解 (Pháp-Chánh Truyền Chú Giải)』と対をなしているように思われる⁷⁾。それゆえ紙幅が許せば『法正伝注解』も併せて翻訳・紹介すべきところであり、また『新律』以外の『道律 (Đạo Luật)』⁸⁾ 等との関連についても考究すべきものと思われるが、これらについては後考を待つものとする。それゆえ本稿がカオダイ教における戒律の包括的な考察を意図したものではもとよりないことを了解していただきたい。

1971年・1973年入手のカオダイ教聖典において、『護法ファム・コン・タック小史 (Tiêu- Sứ Đức Hộ Pháp PHẠM CÔNG TẮC)』⁹⁾について二番目に収録されている『新律』の初版年代は明らかではないが、1971年入手の聖典には「再版 丙午の年 1966」と記されており、1973年入手の聖典には出版年代は記されていないものの、その内容は1972年に再版された『新律・法正伝』¹⁰⁾に等しい。内容・印刷がまったく同じことから 1973年入手本に含まれる『新律』は1972年に再版された『新律・法正伝』を聖典編纂に際して合本したものと思われ、同『新律・法正伝』は内容的に1966年再版の『新

律』に拠るものであろうと思われる。なお、版権は聖会 (Hội Thánh) が持っている。なお、訳注と原文で大文字表記の語については〔 〕で表記した。

書名 : Đại Đạo Tam Kỳ Phồ Đô (大道三期普度)

Tòa Thánh Tây Ninh (タイ・ニン聖座)

TÂN-LUẬT (『新律』)

Tái Bản (再版), Bình Ngọ Nien (丙午年), 1966.

序

およそ人は頭上にいかなるものもないということを知るべきである。我が頭上の空中、それは天 (TRỜI) である。まさに彼のうえの権を司っているのは造化 (Tạo Hóa) [の神] であり、全乾坤世界の主宰 (Chúa-Tề) である玉皇上帝 (Ngọc-Hoàng Thương-Đế) である。

今日、立道の名誉を得た造化の神はカオダイ仙翁 (Cao-Đài Tiên-Ông) 大菩薩 (Đại Bồ Tát=Ma Ha Tát) であり、我が南国之地に仙家の奥深く靈妙な権能を以て極めて高尚な真の教えの基礎を建てた。それは輪廻を離れ人の生を済度するものあり、大道三期普度と称された。

上帝は、我々を済度するほどに人類をあわれみ愛したもうたために、おんみずからを師 (Thầy) とも称され、我々を門弟 (Môn Đệ) と呼ばれた。

それ故我々は心を尽くして造化の神を敬愛・崇拝し、至尊 (Chí-Tôn) の極めて神妙で奥深い教えを心から信仰しなければならない。

大道の宗旨は、儒 (Nho), 仏 (Thích), 道 (Đạo) のまさに三つの教えの全てを含んでおり、又この三つの教えの全てを転じて一つに纏めたものである。それ故、我々が大道を修めようとする時には三教の宗旨を學習し、心性を鍛磨しなければならないし、三綱・五常を完璧に把握し、三帰・五戒を完全に遵守し、必ずや三宝・五行の修練に勤めねばならない。

三つをことごとく具備し得た時、人はこのように神 (Thần), 聖 (Thánh),

仙 (Tiên), 仏 (Phật) に近づくのである。

道 法 (Đạo Pháp)

第1章 教団の中における統轄する職位について

第1条 まず始めに、師「玉皇上帝」に代わって代表権を持つ長兄は教統 (Giáo-Tông) であり、教えの道や人生の道にあって全ての信徒を引き導いていく。教統は、身体については権限を持つが、魂の部分については少しも権限を持ってはいない。

教統は、全信徒を済度することを求めて、三十六天と七十二地界と共に通用する法を得ている。

諸信徒はこの職位の命令に遵わねばならない。

第2条 教統に次いで、儒、仏、道三派の掌法 (Chưởng-Pháp) が三位いる。

この三位は、施行期間前の規則や教統の下し伝える規則、あるいは導師の奏上した規則を、観る権利がある。〔三位のうち〕二人が同意しない時には、協天台 (Hiệp-Thiên-Dài) の護法 (Hộ-Pháp) に奏上して、師(玉皇上帝)が降臨して修正されんことを求めねばならない。

この三位は、普く通用させる以前に經典を觀る権利がある。經律の一部が俗化してしまったような時には、この三位は（この經律の一部を）出版せずに、廃棄せねばならない。各々の掌法は夫々の印を持っている。各々の條律の上に必ず三つの印が押されて初めて施行することができる。

掌法は教統の過ちを修正するよう諫告せねばならない。すなわち、もし三人のすべてが教統に道理がないと見なしたならば、聖座に提訴する権利を有する。

第3条 [儒、仏、道] 三派の頭師 (Đầu-Sư) 三人は、信徒の教えについてや人生について統轄する権限を有する。

この三位には戒律を作る権限がある。但し教統に奏上して承認を得ねばな
(4)

カオダイ教の『新律』について (高津)

らない。この三位は教統の伝え授ける命令に遵わねばならない。どのような規則の条項でも、人生の生活規範に反する様な時には、この三位が廃棄を願いでの事ができる。

教統が伝え授けたどのような規則であれ、三人が揃ってみな命に遵わない旨記名した時には、この規則は教統に戻され、教統は掌法に再検討するように命じ伝えねばならない。

三位は夫々互いに三つの印を持っている。すなわち、どのような文書でも各々三つの印が押されて初めて、施行されねばならない。

第4条 36位の配師 (Phối-Sư) があり、夫々の派に12位づつ分れる。このなかには、三位の正配師 (Chánh-Phối-Sư) が含まれる。

この三位は頭師に代わって行事をおこなうことができる。但し、規則を廃棄することを求める権限は少しもない。

第5条 老師 [Giáo Sư] は72人おり、各々の派ごとに24人がいる。（老師は）教えのうえあるいは人生のうえで、諸信徒を教え導くための人である。

老師は、兄が弟妹に心を碎くように、諸信徒のために心を配らねばならない。老師は全信徒の席簿を預り、夫々の人の冠婚葬祭について〔規律〕に照らし料かり、管理しなければならない。

大都市においては、老師は頭師や配師のように師〔玉皇上帝〕の祭を設け、統轄する権限を持つ。

老師は、人生に害を成すような規則についての要求を纏めたり、このような規則を削除するような要求を奏上する権限を持っている。

老師は一つ家の兄弟のように信徒と親しみ近付き、必ずや助合うように心を配らねばならない。

第6条 教友 [Giáo-Hữu] は、師(玉皇上帝)の真なる教えを普及するための人であり、教会の規則を削減するよう請うことのできる権限を持ち、いくつかの小さな省にあるいくつかの寺の主となって儀式を執行なうことも許されている。3,000人の教友があり、各々の派は1,000人ずつで増加や減少に

は少しも感じない。

第7条 礼生 [Lê-Sanh] は品行豊かな人で、諸信徒の中から選ばれ儀式を執行なう。

礼生は諸信徒のために壇を開き（儀式を）執行う権限を持っている。

（礼生は）将来職位に就こうと希望して初めて礼生に仲間入りすべきである。
〔この律令は聖会 [Hội-Thánh] を開いて、聖言 [Thánh-Ngôn] に拋って照し合わせてから発表される。〕

第8条 頭師が掌法に成りたいときには、三位の互いの公選に拠る。

配師が頭師に成りたい時には、36位の公の選挙に拠る。

老師が配師に成りたい時には、72位の互いの公選に拠る。

教友が老師に成りたい時には、3,000位が集まっての互いの公選に拠る。

礼生が教友に成りたい時には、全礼生が集まっての互いの公選に拠る。

教統の座は掌法と頭師の二品が争って得る。但し新たに行われる全ての信徒の公選に受からねばならない。

そのほか師（玉皇上帝）が機に臨んで降り、新たに承認された時には、この規則の他である。

この規則は聖会を開いて、聖言に拋って照し合わせてから発表される。

第2章 教えを譲る人について

第9条 入門したい者は、「ホ」の指導者に紹介する二人の教徒がいなければならない。二人の紹介者は、新人が教理を理解できるように教え導き、指南するよう心掛けなければならない。

第10条 この時より各々の聖室 [Thánh-Thất] で、明らかな誓いを立てなければならない。新たに教会に入った者は誰でも、日中に帳簿に名前を記載し、続いて大殿の真中に立って誓いを立てなければならない。

大いなる教え [Đại-Đạo] の伝える規則に通曉し、經典を熟知していなければ

ばならない。

第11条 「ホ」のなかの指導者やその指導者に代わる職位の人は、新たに教会に入る人のために、座について神靈を鎮め、壇を開いて祭礼を執行なわなければならない。

第12条 既に入門した者は信徒と称される。信徒には二種類の人々がいる。

1. 一つは、世にあって夫や妻を持ち、普通の人のような生活をしている人々である。但し、彼等は月のうち6日あるいは10日の斎期を守らなければならない。また彼等は五つの禁戒を守らなければならず、大いなる教えの伝える世律 [Thé-Luật] を遵奉しなければならない。この人々は教えを護る人と称されるのみで、下乗の品位 [phàm hạ-thứa] に入れられる。

2. 一つは長斎刹戒、四大規規を守っている人々で、いわゆる上乗の品位 [phàm thượng-thùa] に入る。

第13条 下乗の人々の中では、斎期を守って間もなく10日になろうとする者は誰でも、御教えを指導してくれる人のいる淨室 [tịnh thất] に入って、宝法を伝授されうる。

第14条 教えを統轄する職位に就く者は、まさに教友の人々から出て上乗の人々の中で選択されねばならない。

第15条 大いなる教えに従っている上乗の人々は、髭や髪をとどめねばならない。服装は平常のもので、全て白布もしくは自分の派の色の物を用いなければならない。但し便に従って必要以上のぜいたくにならないようにせねばならない。

第3章 「ホ」[Họ] を立てる事について

第16条 おおよそ500人を越えようとする多くの信徒がいる所ならどこでも、特別の「ホ」を設け固有の聖室を建立することができ、職位にある者を統轄の長とする。

第17条 「ホ」を立てるには教統の許可がなければならず、またその地方での人の権利に拠らなければならない。

第18条 「ホ」の中における本道（カオダイの教え）は、「ホ」の指導者の命令に遵わねばならない。おしなべて、その地方の人に拠らねばならず、教えに背いて勝手な独断をすることなどできない。

第19条 一月二回の朔望の日、本道（の信徒）は所在の聖室に赴き、儀式を執行ない、御教えを聴かなくてはならない。誰も制限されることはない。

第20条 職位にある者は、毎日聖室を守って、子 [Tý]・午 [Ngọ]・卯 [Mèo]・酉 [Dậu] の四時に従って四度の小祭礼を執行なわねばならない。各々の時は、正確に午前6時・昼の12時・午後6時・夜中の12時に祭礼を執行なわねばならない。

祭礼を執行なう前に、鐘を1回鳴す。幾度かのこの時間に当たって、本道（の教徒）は意のままに経典を唱えることが望まれる。

第4章 五つの禁戒について

第21条 およそ入門した者は人格の鍊磨に勤めねばならず、すべからく次の五つの禁戒を護らねばならない。

(1) 一不殺生 [Nhứt Bất Sát Санх] とは、生物を殺害しないということである。

(2) 二不偷盜 [Nhì Bất Du Đạo] とは、盗みを禁ずることである。すなわち不法に他人の財産をだましとったり、あるいは借用した物を返さなかつたり、あるいは詐欺で得た物品を隠匿したり、あるいは遺失物を拾って取つてしまつたり、あるいは賭博や詐欺のように他人を損って自分が得をしようという誤った考えのために、財産をむさぼる心が芽生えることを禁ずる事をいう。

(3) 三不邪淫 [Tam Bất Tà Dâm] とは、他人の妻を取つたり、売春婦

(8)

の群れに従つて放蕩したり、他人を唆して平常の倫理を乱すようにさせたり、あるいは容色を見て邪心を起こしたり、あるいは風花雪月の情感を造りだして利益を得たりするのを禁ずる事をいう。（但し夫婦の間の事は邪淫とはいわない）。

(4) 四不酒辱 [Tú Bất Tùu Nhục] とは、酒肉に酔いしれたり、過度に飲食をしたりして心身混乱して村落に騒動を落こすことを禁じたり、あるいは美味しい酒をむさぼって口にしたり、美味しい物を腹にする事を夢想したりするのを禁ずる事をいう。

(5) 五不妄語 [Ngũ Bất Vọng Ngữ] とは、傲慢不遜な偽りや、他人を欺いたり、自惚れたり、他人を罪に落とそうとしたり、正しく言うべき事を誤らせて話したり、間違った虚構を正しい事のように話したり、他の人の言動を讒謗したり、嫌悪したりすることを禁じている事をいう。すなわち他人の憤怒を挑発したり、遠隔地に訴訟を起こしたり、低俗な噂話にのって談話をしたり、他人を呪罵したり、宗教を誹謗したり、約束を守らないようなことを言つたりするのを禁ずる事をいう。

第5章 四大条規について

第22条 四大条規を遵守して徳行を鍊磨しなければならない。

(1) 中等よりも低い程度に耐えていることを恥じることなく、上の人の教えてくれることばに従わねばならない。礼を以て人と和さねばならない。不和が過ちをなす、損害を被つて後悔せねばならない。

(2) 自惚れる事もなく、己れを忘れて高慢になることもなく、他人のためになしなさい。人を助けることは教えの基です。個人的な仇恨を思出してはいけません。賢人をおおいかくすることはできないことです。

(3) 金銭の出入りは明らかにして、貸借りしたものが戻つてこないことの無いようとする。上の者にも下の者にも、放埒に何でも構わずに話をするの

ではなく、上の者は下の者にも礼を以て教え、下の者は上の者に謙虚さを失う事なく従わなければならぬ。

(4) (自分の)後輩、目下の者も同じ等級であり、面従腹背ということのないようにする。

同じ教えに在って任職の競争を見、調和する言葉をとどめることがない等ということのないようにし、個人的なことをするために共同の物を取ることなく、共同の事を放置して個人的な務めを為すことのないようにしなさい。規則には従わねばなりません。個人的な意思で上の人々に違反して下の人々に勝手なことを話すなれ。権限にもたれて才能ある人を圧するなれ。

第6章 教育について

第23条 教会において、字を教え教義を教えるための学校を建てるものとする。

第24条 教える方法や学校の中の配分については、特別の規定を設けるものとする。

第25条 今後学校の卒業証書を得た者は、新たに教会の中で職位に就くための選挙に参加することができる。

第7章 刑罰について

第26条 本道において、軽いいくつかの条規に関する規則を犯した者は誰でも「ホ」の中における指導者の権限によって処理される。すなわち戒めの罰を受け神香の前に跪き懺悔の経を唱えさせられる。

第27条 重い罪を犯したりあるいは再犯の時には、宗教評議会 [Hội-công-dồng] に上程して判断されねばならない。

この会は自分の派の頭師または配師一人を責任者とし、他の二派の職位二

人が案件を議論する。この会は（除名）追放権を持っている。

第28条 世間のことで本道（の信徒）が互いに紛糾することが有っても、「ホ」の中の指導者の調整解決に従わなければならぬ。

第29条 諸職位が教会の中の規則を犯したならば誰でも、三教の法廷 [tòa Tam Giáo] の前に引出され処断される。

第30条 三教の法廷は教統自らが指導者となる。三位の掌法が案件を議論する。該当する派の頭師が部分的にでも罪にせざるをえないことを奏上する。協天台の一人の職位が律師 [trạng-sư] と成る。

第31条 この法廷は降級もしくは追放処理する権限を持っている。

第8章 律法の施行について

第32条 6ヶ月の時限の中で、この律法の施行日を明らかにし、諸信徒は各条例に照し合わせておかなければならぬ。

除外（規定）：

(1) 職業に就いている人が禁律を犯した時には、1年の期限で業務を停止せねばならない。

(2) 未だ長齋の期限2年を過ぎていない職位に就いている者達は、時の至るまで修業せねばならない。

その他、師〔玉皇上帝〕が更に改めた規則は遵守されなければならない。

また多くの旧律 [cựu-Luật] にも従わなければならぬ。

世律 [Thé-Luật]

入門して教えを行っている者は次のような世律を遵守せねばならない。

第1条 おおよそ一人の師より教えを受ける時には、父子のようにきめ細やかである。互いに相親しみ愛しあわねばならない。すなわちたがいに連絡し

あい、誠実な心を以て互いに助合って、教えの道や人生の道の中で互いに教え導きあい互いに手を携え合わねばならない。

第2条 既に教えに入ったら、それ以前の互いの怨仇はことごとく忘れ去らねばならない。すなわち訴訟や競争での憎しみや妬みは避けねばならない。また互いに打解け仲よくし、許し我慢し合わねばならない。不幸にして和を失うような事情がある時には、「ホ」の中の指導者の調整解決を喜んで聴き入れねばならない。

第3条 人道の根源である三綱五常、すなわち男の場合の孝悌・忠信・礼儀・廉恥、女の場合の父に従い・夫に従い・子に従いさらに功・容・言・徳、を守らねばならない。

第4条 廬世と係わる時には、温・良・恭・謙・讓の性質を修養し守らねばならない。

第5条 道友に対しては、連絡のパイプを緊密にするために、お互に応え報いようとする性質を撫育せねばならない。また世にある信徒の中では葬式と結婚の二つの機会は覚えておかねばならない。

第6条 結婚は人生で極めて重要なことである。同じ教えの者の中から結婚（相手）を選ばねばならない。但しよそ者が入門に同意した時にはどのような時でも（そのよそ者を）新たに結ばれ良き配偶者と成すことができる。

第7条 結納の八日前に、男の婚主は何時も本道の中に所在する聖室に布告を貼りだして、後々障害となるような事のないようにせねばならない。

第8条 男と女の双方での結納の儀がすんだならば、聖室に赴いて『証婚[chứng-hôn]』の礼を求めねばならない。

第9条 教えの中で人に禁じている事は、この規則が施行された日から後には、妻を妻に迎えることはできない。不幸にして、道の半ばで時に臨んでとがめることがある時には、舊妻を継続していく事ができる。

第10条 共通の叔母や教徒の夫妻に対する不孝は、姦通の場合を除いて、お互にうち捨置かれ得る。

第11条 新たに生れた子供は、後々彼の保護者に不幸があった時に孤児にならざるを得ない事を防ぐために、彼を護持する父と母を選ばねばならない。

第12条（生後）一ヶ月になろうとする時に、子供を所在の聖室に連れて行き、『聖なるもく浴 [Tắm-Thánh]』の儀礼を執行なってもらうように願にて、本道の出生簿に記録してもらわねばならない。

第13条（子供の）父母は子供が6歳から12歳になるまで子供を学校に入れて、字を学んだり教えを学ばせねばならない。

第14条 本道（の信徒）で突然死んで帰仙してしまった人がいた時には、「ホ」の中の諸信徒は皆で協同して喪主に弔意を表し慰め手伝わねばならない。

また、夫々の「ホ」は各々の共同墓地を建てている。

第15条 喪主に請われた時には、「ホ」の指導者は「ホ」の諸信徒と協力して『新律』に従って亡き靈の超度を求める祭礼を執行ない、遺体を墳墓まで葬送しなければならない。

第16条 葬送にあたって、ぜいたくに過ぎないようにし、日中長くならないようにし、白色の器物だけを用いて浮かれ華やいだ色彩の冥器を用いる事の無いようにし、またほしいままに饗應することの無いようにして、歎かに静かに逝世し、逝去した跡に悲哀の余韻をとどめるようとする。

第17条 亡き靈の供祭にあたって、牲を用いてはならず、全て斎器を用いるなら、その時には一層の幸運を得る。礼樂を禁じてはいないが、『新律』に従って礼樂を用いなければならない。喪服は昔のものと似たものとする。

第18条 九九が一巡するうちに亡き靈の超度を求める、小祥・大祥の時まで所在の聖室に拠って祭礼を求める。もし請われることがあれば、「ホ」の中の本道〔の信徒〕は、喜んでお互いに協力して窮迫した時が過去るまで手助けをする。

第20条 この規則が施行された日から、本道の人〔信徒〕は生き物を殺したり物を損うようないかなる専門的な仕事に就いてもいけない。すなわち腐った俗世の惡に染まるどのような仕事もしてはいけない。また風・花・雪・月

や風情を伝えるようなものを編纂することも刊行することもできない。さらに入間の天性を削減する毒物であるあ片や各種の強いお酒を売買することはできない。

どのような人も誤ちをおかしていたなら、このようなことに照らして行いを改めるようにせねばならない。

第21条 本道の人の服装は運命に因り命数に因り勤儉でなければならず、またさらしを用いて作り、刺繡などは少なめにしなくてはならない。

第22条 教えの中にいるどのような人でも、上述した禁戒の多くの条あるいは一条でも違反していた時には、本道の（信徒の）中から何時も知っている人とは別のいく人かの人によって違反者が説き論されなければならない。もし少しも聽かないならば、「ホ」の中の指導者が励ましを授けてくれる人の下へ（意思を）表明しに行かねばならない。

第23条 もし堕落した品行が止まず悪業が重なるような時には、追放しなければならない。本道の中においては、誰でもが道友であり続けることを認めるものではない。

第24条 宗教評議会は指導する一つの派の頭師と他の二つの派の二人の職位から成り、「ホ」の中の指導者の意見に従って追放の刑についての判断を議論する。

この命令は諸信徒に知詳してもらうために、所在の聖室に貼られるものとする。

淨室 [Tịnh-Thất]

『淨室』は各信徒が入って修練するための清浄な建物である。淨室に入りたい者は、以下のような条例を遵守せねばならない。

第1条 信徒の中にあって、人道を完全にマスターした者、また斎戒を守ってほどなく6ヶ月になろうとする者は誰でも、淨室に入ることを請い禪定に
(14)

入ることができる。

第2条 淨室に入るには自分より有徳の人に紹介され、一人の道友の保護を得ねばならない。

第3条 親しい人を除いて、外の人との書信の往来は禁止される。但し（親しい人の場合でも）『淨主 [tịnh-chủ]』に事前に見せねばならない。

第4条 信徒の親族や職位の官員は無論のこと、外の人は淨室に入ることを禁止する。

第5条 参拝に訪れた父母や子供を除いて、外の人と話をかわすことを禁止する。但し〔父母や子供と話す場合でも〕『淨主』の許可がなければならない。

第6条 淨室に入ったならばキンマを噛むことを止めねばならない、いくばくかの白飯の他はものを食べることはできない。

第7条 真心を安静にし、良心を煩わせてはならない。和らぎ慎まなければ大いに前進することはできない。教えの道の中でお互いのために勤勉に務め、お互いに引き導きあわねばならない。

第8条 『淨室』の命令を遵守せねばならない。定められるであろう時刻に従って公正な修練を行わねばならない。

おわりに

カオダイ教の戒律には、「旧律」と『新律』とがある。筆者は「旧律」は『新律』に対比される名称であり、おそらくは『道律 [Đạo-Luật]』を指しているものと思う。

本小稿において訳出した『新律』には次のような特徴があるよう思う。

1. 玉皇上帝の名より知られるように、宗教的世界觀においては道教の色彩が濃い。

2. 三綱五常、三帰五戒、三宝五行のような語句からも知られるように倫

理観においては、仏教や儒教の色合いが強い。

3. カオダイ教には儒・仏・道の三教のほかにキリスト教とベトナムの原始的信仰の五つがあるとされているが、教団を統轄する職位という点から見ると、儒・仏・道の三教が中心をなしているものと思われる。

4. 教団の組織形態は、職位・人数などからもかなり明確であり、組織においてカトリックのそれを模倣したとの点は首肯される。

5. 禁戒からは仏教の、四大条規からは儒教の影響を見て取れる。

6. 世律のなかでの葬式に際しての諸規定からも知られるように、末端組織での500人を単位とする宗教共同体「ホ」が存在することが知られる。

7. 净室の各条項から知られるように、カオダイ教以外の人に対しやや排他的であり、やや秘密主義的に思われる。

註

1) 代表的なものを二三掲げると、

R.B. Smith : An Introduction to Caodaism, B.S.O.A.S. Vol. XXXIII. 1970.

LE CAODAISME (1926—1934). Contribution A L'Histoire Des Mouvements Politiques De L'Indochine Française Documents Vol. no VII Gouvernement Général De L'Indochine.

Dōng-Tân : LỊCH SỬ CAO ĐÀI, Đại Đạo Tam Kỳ Phô Đô, Quyển I, Phần Vô Vi (1920—1932). Saigon. 1967.

2) Werner Jayne Susan : THE CAO DAI : The Politics of A Vietnamese.

Syncretic Religious Movement. Cornell University, Ph. D., 1976等が代表的作品である。

3) ベトナム人の研究は専ら神学的研究、宗教哲学的研究が主であるのに比し、ベトナム人以外の研究は政治史や社会学に關心を置く宗教史的研究が主であるようと思われる。岸本英夫『宗教学』大明堂1951参照

4) 拙稿『護法ファム・コン・タック小史試訳……カオダイ教聖典の考察(1)……』東洋大学アジア・アフリカ文化研究所研究年報 1985年第20号、註11参照

5) 拙稿、前掲論文の序を参照。

6) 1971年入手本に入っていて1973年入手本に入っていない箇所が一箇所あり、本文中では《 》で示した。

7) 1971年入手本、1973年入手本、『新律・法正伝』ともに対をなしている。

8) Đại Đạo Tam Kỳ Phô Đô : ĐÀO LUẬT, Tái bản năm kỷ dậu 1969.

9) 拙稿 前掲論文参照。

10) Đại Đạo Tam Kỳ Phô Đô, Tòa-Thánh Tây-Ninh : TÂN LUẬT PHÁP-CHÁNH TRUYỀN, Tái bản năm nhâm tý (1972).

11) 原文では「Họ」とあり姓や家族や種族や彼等などの意味であるが、内容から言うとカオダイ教における末端の宗教組織の単位を意味している。

補註

『新律』のベトナム語以外の言語への訳出は、本稿が最初かと思っていたが、Jayne Susan Werner : Peasant Politics And Religious Sectarianism : Peasant And Priest In The Cao Dai In Viet Nam, Monograph Series No. 23/Yale University Southeast Asia Studies 1981 p.91 に、Dai-Dao Tam-Ky Pho-Do "Le nouveau code" [Tan-Luat], translated from the Vietnamese by His Excellency : Bao Dao Ho Tan Khoa. Phnom Penh, 1969 (Typewritten) とあることから、カオダイ教の保道の職位にあったホ・タン・コアがプノンペンにて1969年にフランス語に訳出していたことが解った。同仮訳を筆者は未見であるが、Jayne Susan Werner の同書 p.92 には、同じくホ・タン・コアによって、「世律」「净室」も各々 "Lois relative à la vie civile des fidèles" [The Luat], "Maison de calme" [Tin That] としてプノンペンで1967年にフランス語に訳出されていることが知られる。ともにタイプで打たれた原稿ではあるが、この『新律』が当時、しかもプノンペンで仮訳された数少ないカオダイ教関係文献の一つである点は二重の意味で興味深い。

(立教大学講師)